

「国際貨物運輸代理企業の登記と管理の 問題に関する通知」

2005年3月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

商務部 国家工商行政管理総局
国際貨物運輸代理企業の登記と管理の問題に関する通知
商貿発[2005]32号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市商務主管部門、工商行政管理局、深セン市交通局：

『国務院 第三行政審査批准項目の取り消しと調整に関する決定』(国発[2004]16号)は、国際貨物運輸代理企業の経営資格に関する審査批准を取り消し、経営資格の審査批准項目を取り消しとともに業務をきちんと行い、確実に監督、管理を強化し、わが国の国際貨物運輸代理業の健全な秩序ある発展を保障するため、ここに関連問題を以下のように通知する。

一、国際貨物運輸代理経営資格の審査批准を取り消した後は、商務部主管部門は企業が国際貨物運輸代理業務に従事するための申請に対して格審査批准は行わず、申請人が直接所在地の工商行政管理部門にて登記登録の手続きを行うことができ、登記登録を行わないものは関連業務に従事してはならない。

二、工商行政管理部門は登記登録において『中華人民共和国国際貨物運輸代理業管理規定』(国務院の批准を通した旧外経貿易部 1995 年第 5 号部令発布、以下『規定』と称する)第八条海上、航空、陸路国際貨物運輸代理業務を営する最低登記登録資本限度額の規定を厳格に施行する必要がある。国際貨物運輸代理の従事を主な業務とする企業は、企業名称中に「国際貨物運輸代理」に類似する字句を体现しなければならない。企業の経営範囲原則上「××国際貨物運輸代理業務」の裁定に基づき、具体的に裁定する必要がある場合、『規定』の第十七条に規定する関連業務に従って裁定し、そのうち、関連法律、行政法規の規定により関連主管機関の審査批准を通す必要がある場合、関連主管機関に批准書類を提出しなければならない。経営資格に関する審査批准を取り消し後、経営登記登録済みの企業が上述要求に合致しない場合は、上述要求に基づき規範する。

三、商務主管部門は積極的に国際貨物運輸代理業を管理する方式と方法を模索し、当該業種の規範と管理を確実に強化する。当該業種の管理において、積極的に当該業種協会の業務を支持し、充分に同業種協会の作用を展開しなければならない。当該業種の自律を強化し、会員の営業行為を規範するとともに、会員の合法的權益を擁護する。

四、各級商務主管部門と工商行政管理部門は、情報疎通と協調を強化し、きちんと職責を履行するとともに、法に基づく行政を厳しく推進し、積極的に法による経営、公平な競争を支持して違法経営を撲滅し、一歩進んで国際貨物運輸代理市場の秩序を規範すると同時に、共同でわが国の対外貿易の発展を促進しなければならない。

各地で執行中問題が発生した場合は、直ちに商務部(対外貿易司)と国家工商行政管理総局(企業経営登記登録局)に報告すること。

商 務 部
国家工商行政管理総局
二〇〇五年二月一日